

「The Creators」企画・運営管理業務委託に係る業務委託仕様書（企画提案時）

クリエイティブ福岡推進協議会  
（福岡市経済観光文化局コンテンツ振興課）  
令和8年2月

本仕様書は「The Creators」企画・運営管理業務委託（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、委託者と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

#### 1 業務名称

「The Creators」企画・運営管理業務委託

#### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### 3 履行場所

UNITEDLAB（福岡市中央区大名1丁目33-36）他

#### 4 事業の目的

クリエイティブ関連産業の振興を通じて地域経済の発展を目指すクリエイティブ福岡推進協議会（以下、「協議会」という。）では、クリエイティブ関連産業の発展を支えるクリエイティブ人材があふれる「クリエイティブ・エンターテインメント都市・ふくおか」を創るため、クリエイティブ人材の発掘・育成・発信を行う、クリエイティブ・エンタメ体験イベント「The Creators」を実施する。

当事業を通じて、コンテンツ産業の発展を支えるクリエイティブ人材の創出を図り、「クリエイティブ関連産業の振興」と「クリエイティブ・エンターテインメント都市・ふくおか」の実現を目指す。

#### 5 用語の定義

用語	定義
クリエイティブ関連事業者	ゲーム、アニメ、映画、ファッション、音楽、デザイン関連産業に従事する者 ※法人、個人は問わない
RAMEN TECH	福岡市が実施する国際ビジネスマッチングイベント <開催日>令和8年10月上旬（予定） <会場>福岡大名ガーデンシティ・パークほか 国内外のスタートアップ企業や支援者、投資家等が集結し、ピッチコンテスト、ブース出展、個別商談・ネットワーキングなどを実施。市内のスタートアップのグローバル展開を後押しするとともに、世界のスタートアップシーンにおける福岡市の更なるプレゼンスの向上を目指している。
アニメフクオカ	協議会が実施するアニメ関連業界の人材確保・認知度向上を目的としたイベント <開催日>令和9年1月30日(土)~31日(日)（予定） <会場>アクロス福岡 アニメ関連企業の人材確保や「アニメ都市」としての認知度向上を目的と

	し、就活生を対象とした合同企業説明会や小中高生を対象としたワークショップ、また、アニメファンを対象としたトークステージや原画展等をアニメ制作会社や学校等と連携して実施を予定している。
--	---

## 6 イベント概要

### (1) 開催日程 (予定)

令和8年10月10日(土)～10月11日(日)

### (2) 開催場所

UNITEDLAB (福岡市中央区大名1丁目33-36)

※10月7日(水)～12日(月)で会場仮予約中 (設営・撤去日を含む)

#### <留意事項>

- ・会場費および付帯設備の借用等により発生する追加費用は、委託料に含めるものとする。
- ・イベント当日、会場の2階にて、The Creatorsの一コンテンツとして、協議会が別でゲーム、アニメ関連のワークショップの実施を予定しており、そちらを考慮したコンテンツ展開とすること。  
※ワークショップは別の受託事業者が企画・運営を行う。
- ・開催場所はUNITEDLABを想定しているが、より事業の目的達成な最適な会場がある場合は別会場での提案も可とする。
- ・実施コンテンツによって、複数会場で展開する旨の提案も可とする。

### (3) 参加ターゲット

クリエイティブ関連事業者、地元企業、クリエイティブやエンタメに関心のある一般市民、学生等 来場者約15,000人を想定 ※開催期間中の延べ人数

## 7 業務内容

本委託における業務内容は下記のとおりとする。

また、提案競技時に提出する企画提案書の企画提案内容は、別紙「審査項目に対する評価項目及び配点表」の評価事項のとおりとし、事業目的の達成に向けて創意工夫がなされた提案を行うこと。

### (1) The Creatorsの企画・運営

下記の要素を含んだイベントを開催すること。

また、企画提案にあたっては、想定されるタイムスケジュールの案を提示すること。

#### ①ステージパフォーマンスや体験型コンテンツ等の展開

地元クリエイターや企業(個人を含む)の発表機会の創出と、市民に対して広く娯楽を提供し、福岡市がクリエイティブ・エンターテインメント都市であるというブランディングを行うこと及び、様々な趣向の来場者を誘引し、イベントの集客に寄与することを目的として、各種コンテンツを展開すること。

<留意事項>

- ・イベントの集客や発信力向上の観点から、イベントの目玉となる、最先端のコンテンツや話題性のあるコンテンツを2つ以上提案すること。

例：最先端（イマーシブ体験、3Dホログラムライブ等）

話題性（人気ゲームやアニメとのコラボ企画、著名クリエイターによる企画等）

- ・ステージパフォーマンスや体験型コンテンツ、市民とクリエイターの共働制作など、コンテンツの提案内容は自由とする。

②クリエイター向けアワードの実施 ※名称は仮称

福岡にゆかりのあるクリエイターや若手や学生の発掘・育成・発信を目的とした下記のアワードを実施し、The Creators内で表彰式を開催すること。

A	FUKUOKA CREATORS AWARD	ゲーム、音楽、アニメ、マンガ、映像、ファッション、デザインなど多彩な分野で活躍するクリエイターの中から、近年顕著な成果を挙げ、今後さらなる飛躍が期待される福岡にゆかりのあるクリエイターを表彰するアワードを実施する。
B	若手ファッションデザイナー向けコンテスト	将来有望なファッション人材の発掘を目的として、市内で活動する若手ファッションデザイナーおよび学生を対象とした作品コンテストを実施する。
<p>以下、2つのアワードについては、別で協議会が実施する「Fukuoka Short Film Award 企画・運営業務委託」「高校生世代ライブコンテスト企画・運営業務委託」の受託事業者が事業全体の企画・運営を担当し、The Creators内で表彰等を行うことを想定している。</p> <p>本業務委託では、2つのアワードに関する以下の業務を実施すること。</p> <p>①投票用ページの作成</p> <p>②当アワードに関する広報（ホームページ・SNS等）</p>		
C	Fukuoka Short Film Award	有名な監督を輩出する「映像都市・福岡」を目指し、劇場公開映画を製作できる若手映画監督の発掘・育成を目的として実施する作品コンテストを実施する。
D	高校生世代ライブコンテスト	併せて、アワードをきっかけにスキルアップや人脈拡大に繋がる成長支援プログラムを実施し、継続的な作品製作ができるよう支援する。
		高校生世代の学外での活動を支援し、卒業後も福岡で音楽活動を続ける人材のすそ野拡大、才能の発掘を目的とした作品コンテストを実施する。

<要件・業務内容>

資料2「アワード企画概要書」を参照すること。

<留意事項>

- ・アワードをより広く周知するため、一般投票が可能な機能をホームページ等に実装すること。なお、システムはイベント以外での利用も想定し、汎用性の高い仕様とすること。
- ・協議会が別で実施する「Fukuoka Short Film Award」及び「高校生世代ライブコンテスト」についても、受託事業者と密に連携を図り、アワード全体の広報活動を行うこと。
- ・表彰式は円滑かつ盛り上がるような演出・進行とすること。
- ・協賛企業や協力団体等から副賞を贈呈することも可とする。贈呈にあたっては一社に集中しないような設計とすること。

③会場の空間演出

クリエイティブイベントにふさわしいクオリティを持った会場の空間演出を施すこと。

(2) サブイベントの企画・運営

The Creatorsを一過性のイベントとして終わらせず、年間を通じた情報発信やイベントに向けた機運醸成、クリエイティブ関連事業者の交流・ビジネス機会の創出を図るため、定期的にキックオフイベントや交流会等のサブイベントを実施すること。

<開催時期（予定）>

第1回：令和8年4～5月

第2回：令和8年7～8月

第3回：令和8年10～12月

※開催時期、内容は委託者と受託者で協議の上で決定するもの。

<開催場所>

事業者提案による

※カフェ、ライブハウス、ホテル等のイベントスペースを想定。

回やテーマに応じて会場を変更して実施することも可とする。

<参加ターゲット>

The Creators参加事業者、地元クリエイティブ関連事業者、学校、協力企業・団体、メディア等

<留意事項>

- ・サブイベントの形式やテーマ等は自由提案とし、委託者と受託者で協議の上で決定するもの。
- ・参加者はクリエイティブ関連事業者に限らず、協力企業やメディア等、幅広い業種からの集客に努め、イベントの情報発信と地元クリエイティブ関連事業者の活発な交流を促すための創意工夫を行うこと。

(3) その他イベントとの連携

The Creatorsと同時期に開催されるイベント「RAMEN TECH」や令和9年1月に開催さ

れる「アニメフクオカ」を始め、親和性が高い他イベントと連携を図り、回遊性の向上や相互での情報発信等を図ること。

提案にあたって、連携可能性が考えられる他イベントについては、広報協力やコンテンツ共有の有無等の連携内容を提示すること。

#### (4) 情報発信（ホームページ制作、SNS運用含む）

##### ①公式ホームページの運営

下記の要件を充足させながら、公式ホームページを運営すること。

- ・ イベント専用ウェブサイトを運営すること。
  - ・ デザインや構成はクリエイティブイベントに相応しい洗練されたものにする。
  - ・ サーバーやドメイン等にかかる費用は負担すること。
  - ・ ティザー、本番、アーカイブ化の3回の改修を実施すること。
- また、「The Creators 2025」のページをアーカイブ化すること。
- ・ スマートフォンやタブレットでも適切に表示されること。
  - ・ 次回イベントの実施委託者が変更になる場合は、適切に引継ぎを実施すること。

##### ②イベントの開催告知

イベントのコンセプトや内容等を告知し、集客と認知度向上につなげる。

※提案にあたっては、上記ホームページ以外の告知方法、媒体等を提示すること。

##### ③継続的な活動状況の広報

一過性のイベントとしての開催に留まらず、The Creatorsにかかる活動状況を継続的に発信すること。

※提案にあたっては、発信する情報や手法、媒体等を提示すること。

#### (5) 外部資源（協賛金・現物協賛等）の獲得

業務委託料に加えて外部資源を獲得し、イベントの質と規模の向上を図ること。

外部資源の獲得先（企業・団体または個人）については、クリエイティブ関連分野に親和性があるものを優先し、委託者と受託者で協議の上で決定するもの。

※提案にあたっては、外部資源の獲得見込みを提示すること。

#### (6) 事務局運営

##### ①事務局運営

- ・ 本事業の実施窓口として事務局業務を担うこと。
- ・ 委託者の求めに応じて打ち合わせ等に必要資料を適宜作成すること。
- ・ 次年度の運営・広報に活用できるよう、委託期間を通じて写真を撮影すること。
- ・ 写真一式は、電子データにより事業実施報告書と併せて提出すること。
- ・ 事業完了後、事業実施報告書及び収支報告書を作成し、電子データで提出すること。
- ・ その他、事業実施のために必要な業務を実施すること。

##### ②全体企画・調整

- ・ 福岡のクリエイティブ関連産業の振興及びクリエイティブ・エンターテインメント

都市としての認知度向上に資する内容の企画・提案を行うこと。

- ・本事業の集客及び本事業を契機としたビジネス創出を促進するため、「RAMEN TECH」等の他イベントと主体的かつ積極的に連携を図り、広報・PR活動、当日の運営等について他イベント主催者等と調整して実施すること。

#### ③企画・準備段階の運営体制

- ・企画・準備段階で委託者と迅速かつ綿密な協議が可能な体制を整え、事業実施に向けた適切な実施スケジュールを組み立て提示すること。
- ・事業効果を最大限に高めるため、地元クリエイティブ事業者からのニーズを捉えた企画運営ができる体制を用意すること。
- ・参加するクリエイティブ関連事業者等の関係者と適宜連絡調整を行い、円滑に運営を行うこと。
- ・「RAMEN TECH」等の他イベントと主体的かつ積極的に連携を図り、広報・PR活動、当日の運営等について他イベント主催者等と調整した上で事業を実施すること。

#### ④事業実施時の運営体制

- ・運営にあたっては、本事業の円滑な運営が可能な組織体制とし、参加者、来場者の安全面にも十分に配慮した上で実施すること。
- ・運営にあたっては、従事者人数、役割分担等を明記した体制図を用意すること。
- ・事業の目的達成に最適な演出・装飾・展示・会場レイアウトを行うこと。
- ・会場の演出・装飾は、福岡ならではの個性を発揮したものとすること。
- ・実施にあたっては、運営マニュアルを作成すること。

#### ⑤その他、本事業実施のために必要な業務

### 8 損害賠償

- (1) 受注者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受注者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により福岡市及び協議会に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受注者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、福岡市及び協議会は一切の責めを負わないものとする。ただし、福岡市及び協議会の責めに帰する場合はこの限りではない。

### 9 その他留意事項

- (1) 本業務は単年度契約を基本とするが、発注者が前年度事業の評価を行い、受託事業者による事業実施が特に成果があったと認めた場合は、引き続き本業務委託の受託事業者となることができるものとしている。  
企画提案にあたって、制作期間や調整期間の都合により今年度の実現は不可能な企画提案がある場合は、次年度以降の展開とするなど、イベントの将来的な発展も見据えた企画提案を行うこと。
- (2) 本業務は契約用の仕様書に基づき実施することを基本とするが、本仕様で定めのない事

項または同内容を変更して実施する場合は、委託者と綿密に連絡を取り合い、随時協議のうえ実施すること。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議のうえ決定するものとする。

- (3) 受託者は本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (4) 処理が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、処理方針の指示を受け、対応を図ること。
- (5) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に関して必要な手続き及びそれらに係る諸費用等、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (6) 本業務で知り得たことについては、守秘義務を負うものとする。
- (7) 常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。  
また、定期的に委託者と打ち合わせを行い、委託者の指示に従い本業務を遂行すること。
- (8) 不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、参加者及びスタッフ等の怪我、事故、疾病等に備え保険等に加入することを計画しておくこと。
- (9) 関係官公署への手続きが必要な場合は、必要書類を作成し、原則として手続き一切を行うこと。